

狩猟事故防止！

1 狩猟期間

- ・ カモ11種類 令和元年11月1日から令和2年1月31日
- ・ キジ・ヤマドリ 令和元年11月15日から令和2年1月15日
- ・ タヌキ・キツネ等獣類、カワウ・ゴイサギ等鳥類
令和元年11月15日から令和2年2月15日
- ・ ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ
令和元年11月1日から令和2年2月15日

(※本年は2週間前倒しとなり、ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカの狩猟期が11月1日からとなります。)



2 狩猟事故防止策

(1) 暴発事故防止

- ・ 猟銃の粗暴な取扱いの禁止
- ・ 発射する直前まで用心金の中に指を入れない
- ・ 発射する時まで引き金に指を掛けない

(2) 矢先の安全確認・確保の徹底

- ・ 気象条件・地形地物の状況から獲物がはっきりと確認出来るか
- ・ 人がいることを予測し、人のいない安全場所へ獲物を追い出す準備をしているか

(3) 誤認発射防止

- ・ 獲物だろうで判断し発射する「だろう判断」の禁止
- 以上を遵守し、安全な狩猟に努めましょう。

～ 秋田中央警察署 018-835-1111 ～

